

平成26年度 特別な支援を必要とする子どもたちの明日を語る会

【参加者数】

6月23日(月)	西部総合事務所	48名
7月4日(金)	鳥取県立福祉人材研修センター	54名
7月7日(月)	鳥取県立倉吉体育文化会館	48名

【各分科会】

- 第1分科会 幼児期から就学期の子どもたちへの支援について
- 第2分科会 小学期から中学期の子供たちへの支援について
- 第3分科会 中学期から高校期の子供たちへの支援について
- 第4分科会 高校期以降の子どもたちへの支援について

上記の会を開催しましたところ、参加いただきました皆様から様々な御質問や御意見をいただき、ありがとうございました。

会場でいただきました御意見や御要望に対する情報提供や今後の方向性等について一部を紹介させていただきます。

- 就学するに当たって、特別支援学校、小学校の特別支援学級や通常の学級、どこを選んだらよいのかとても迷います。何をどのように進めていけばいいのかわからないので教えてください。
- 就学先を考える保護者へ十分な情報提供をお願いしたいです。
- 保護者と一緒に考えていくネットワークが広がってほしいです。

○放課後児童クラブの中に、発達障がいがある、あるいは発達障がいの可能性があると思われる児童が多くいます。どのように対応したらよいか悩んでいます。

★考えられる就学先の学校見学をぜひ行っていただき、実際に確かめていただくことがとても大切です。幼稚園や保育所等を通して、遠慮なく学校へご相談ください。

★小学校には特別支援教育主任、特別支援学校には特別支援教育コーディネーターがいます。また、県内にLD等専門員を12名配置しています。市町村教育委員会の就学担当者や上記の者にぜひご相談ください。

★就学先の決定を行うのは、市町村教育委員会となります。早期から教育・福祉等の連携を強化していくために、市町村教育委員会に地域支援コーディネーターの配置を推進していきたいと考えています。

★保護者の悩みを一緒に考える先輩保護者の「ペアレントメンター」がいます。鳥取県自閉症協会内に事務局（ペアレントメンター鳥取）がありますので、ぜひご相談ください。

電話：0857-30-0670

就学時に決定した学びの場は固定したものではありませんので、就学後も学校等と見直しを行うようにしましょう。

★学校と子どもさんの特性や支援の在り方について共通理解することが大切です。LD等専門員に相談することもできますので、学校と連携し、ぜひご相談ください。

★個別の教育支援計画が作成されている場合には、関係者で支援内容について共通理解するツールとして活用していただきたいです。

★放課後児童クラブの指導員の方の専門性向上を進めることも大切です。市町村と連携して研修会を計画的に行っていきたいと考えています。

○小中学校でも特別支援学校でも、先生方には、発達支援のことや発達障がいのこと等、特別支援教育に関する基礎的な知識を持って指導してほしいです。
○小中学校の通常の学級における支援を充実させてほしいです。
○管理職や先生によって対応の質のレベルに差があり、子どもがづらい思いをします。全教職員が同じレベルになるよう、特別支援教育の研修をしてほしいです。
○先生方一人一人の専門性が向上するよう、研修の内容ももっと検討してほしいです。

★全ての学校・学級における特別支援教育の推進・充実は重要な課題だと考えています。校種の特
性、職務や経験等に応じた多様な研修の機会を確保
したいと思います。
★通常の学級に在籍する児童生徒の指導の場の一
つとして、通級指導教室があります。必要な教育
の場が確保されるよう、今後通級指導教室の拡充
を目指していきます。
★特別支援学校のセンター的機能とあって、地域の
小中学校等へ助言や支援等を行っています。相談
活動や研修会について積極的に情報提供して、活
用を進めていきたいです。

○毎年新年度になると、新しい担任の先生等に子どものことについて話をしなければなりません。その負担が減るといいと思います。

★保護者の方の理解を得て、学校が中心となって「個別の教育支援計画」の作成と活用を進めています。校種間の引継の際にも、活用を進めています。引き継がれた情報が校内の教職員でしっかり共通理解されるよう、管理職や特別支援教育主任（担当）への理解啓発を継続していきたいと思います。
★現在、県では、子どもさんの情報を綴っていく「安心サポートファイル（仮称）」の作成を検討しています。今後、ぜひご活用いただけるように、関係者・機関に情報提供していきたいと思います。

○子どもが発達障がいかもしれないとか、特性があって不登校になって困っている等、保護者としてどこに相談したらよいかわかりません。相談できるところ等の情報がほしいです。

★県として、発達障がいの理解啓発を進めるために、平成26年9月に、幼稚園・保育所、小学校、中学校の全保護者へリーフレット（福祉保健部作成）を配布したところですが、相談先も紹介していますので、ぜひご活用いただきたいと思います。
★県では、毎年「鳥取県の特別支援教育一理解と啓発のためにー」（教育委員会作成）、「よりよい暮らしのために」も作成しています。ぜひご活用ください。
★県や関係機関が発信している情報が、保護者の方へ十分に届いていない現状については、学校等へも現状を伝え、情報が伝わるよう取組を進めていきます。

○特別支援学級に在籍していて、通常の学級へ交流に行っています。支援内容や方法等について、通常の学級の先生としっかり連携を図ってほしいです。

★通常の学級、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校という学びの場は、連続性のあるものであり、交流及び共同学習の充実を目指しているところです。個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して、教職員の共通理解を進めていくよう、研修等の機会を捉えて、校内体制整備の充実を図ります。

○小学校から中学校へ進学した際、指導・支援の内容が適切ではないと感じることがあります。小学校でしてきたことがきちんと引き継がれているのか、引き継ぎをしたことが理解されているのか不安です。

○個別の教育支援計画は、担任の先生によって書き方に差があります。学校と保護者と一緒に作成して、継続して見直していけるようにしてほしいです。

★校種間の円滑な移行を目指して、個別の教育支援計画の活用を進めていますが、個別の教育支援計画や個別の指導計画の目標や内容が適切なものとなるよう、充実を図る必要があると考えています。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや教育局の担当指導主事等へ、支援会議への参画や相談を依頼していただくこともできますので、ぜひ保護者の皆さんからも声をかけていただきたいと思います。

○県立高等学校の入学選抜試験における特別措置について情報をお聞きしたいです。

★特別措置願書は、入学志願書と一緒に提出しますが、中学校長は、特別措置願書の提出を希望する生徒について、志望校が決まった時点で、把握でき次第できるだけ速やかに、志望高等学校長へ連絡を入れていただきますと、県教育委員会と該当高等学校とで協議を行います。必要がある場合は、中学校への聞き取りも行っています。中学校でどのような指導・支援がなされてきたかは重要になります。検討を重ねた上で、公平性を考え、措置内容を決定しています。1年生や2年生等志望校が決まらない場合は、中学校長から高等学校課高校入試担当へご相談ください。

○高等学校へ個別の教育支援計画が引き継がれていますが、まだまだ十分な連携ができていないように思います。卒業後の就職先へも引継のツールとして活用できるように関係機関との連携をしてほしいです。

★個別の教育支援計画について、教職員の理解をさらに深めるとともに、保護者との共通理解がしっかり図られるよう、理解啓発を継続したいと思います。

★ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、ネットワーク構築を進めていますので、引継等について各校特別支援教育担当や担任などに、早い時期から遠慮なく御相談ください。

○障がい者雇用や就職後の離職予防のためにも、就職先の企業側に、障がい理解を進めていく必要があると思います。

★県では、法定雇用率を達成していない企業を訪問し、障がい者雇用についての働きかけを行ってきました。また、「障がい者雇用好事例集」を作成し、障がい者雇用に力を入れている企業の取組を積極的にPRしているところです。

★平成26年度において、県版ジョブコーチセンターを米子に新設し、企業における職場内の支援体制の整備を進め、就労した障がいのある方の定着支援を強化してきているところです。

★各圏域で行っている「特別支援学校就労促進セミナー」について、鳥取労働局と県で連携して企業への働きかけを行ってきました。

★企業に対し、トライアル雇用制度の活用を勧め、現場実習との一連の流れの中で、障がい者雇用について企業の理解を進めることにつなげていきたいと思っています。

★各高等学校も、卒業生の就職先を訪問し、企業との連携や定着支援に努めているところです。

平成26年9月29日鳥取県教育審議会

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について

～インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～
(答申)より抜粋

【基本方針】(平成27年度～31年度)

- 1 障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、その構築のため特別支援教育をさらに推進する。
- 2 発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備する。
- 3 特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する児童生徒等一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図る。
- 4 各地域において教育資源の組合せ(スクールクラスター)による、特別支援教育推進体制の構築を促進する。

【施策の方向性】

鳥取県の今後の特別支援教育の在り方〔全校種共通〕

○教員等の専門性向上を目指した、特別支援教育に係る研修の充実

○学校間や関係機関・者間の連絡調整機能を強化するための効果的な支援体制の整備

○手話に関する学習活動等の充実を図るための環境整備を促進

○障がいのある児童生徒等への虐待、いじめ、不登校等への対応を強化

○児童生徒等の交流及び共同学習の推進

詳細は、特別支援教育課ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/235900.htm#itemid923021> を参照してください。

平成27年度当初予算要求について

各事業内容については、下記を参照してください。

http://db.pref.tottori.jp/yosan/27Yosan_YoukyuuJoukyouKoukai.nsf/index.htm

【出席関係課】

- | | |
|------------|----------------------------------------------|
| <教育委員会事務局> | 特別支援教育課 小中学校課 高等学校課 人権教育課
体育保健課 東・中・西部教育局 |
| <福祉保健部> | 子育て王国推進局子ども発達支援課、子育て応援課
障がい福祉課 |
| <商工労働部> | 雇用人材総室 産業人材育成センター |